

## 中国向け鮮魚輸出事業者について

中国向けの継続的な鮮魚輸出に向けて、南部保健所生活衛生班、アジア経済戦略課販路開拓班、水産課栽培流通班、生活衛生課食品乳肉班の四者は、通常、加工施設等の存する保健所において、現在、4、5日を要する中国向け食品類の輸出に必要な衛生証明書の発行に関し、以下の条件を満たす事業者については、保健所において、即日発行も含めた対応に努めることとする。

### 1 衛生証明書の即日発行に関する条件

- (1) 厚労省が示した「中国向け輸出水産食品 登録一覧」に登録されている施設の事業者、あるいは当該事業者と連携して輸出を行う事業者であること。
- (2) 直近1年間に、沖縄の国際物流機能を活用して中国への正規輸出実績があること。
- (3) 輸出に際して、常時連絡が取れる専任担当者を配置すること。
- (4) 県税・国税の納税手続きを正式に行っていること。反社会勢力に該当しないこと。
- (5) 県が、想定外の事故（食中毒等）で即日対応できずに、事業者に不利益が生じても、県が一切の責任を負わないことに承諾すること。
- (6) 衛生証明書申請日の原則3日前までに、保健所に対して連絡を行うこと。（電話等）
- (7) 保健所への申請書類は、当日15:00までに行うこと。

### 2 提出書類

- (1) 直近1年間に取得した衛生証明書(写)、放射能検査証明書（写）
- (2) 6ヶ月以内に発行された県税納税証明書（写）
- (3) 当該年度の輸出計画（対象魚種、総重量、回数、仕入先、輸送手段）
- (4) 一ヶ月間における輸出スケジュール（何曜日にとどの魚種を何kg出すかの計画）
- (5) 中国向け鮮魚輸出のための衛生証明書の発行に関する承諾書